

改正案	現 行
<p><u>(表彰)</u></p> <p>第13条 _____消防団長は、消防団分団又は消防団員がその職務の遂行に当たり特に功労があると認めるときは、これを表彰することができる。</p>	<p><u>(表彰等)</u></p> <p>第13条 <u>市長及び</u>消防団長は、消防団分団又は消防団員がその職務の遂行に当たり特に功労があると認めるときは、これを表彰することができる。</p> <p><u>2 市長は、規則で定める事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。</u></p>